平成２３年（フ）第１３６号
盛岡市桜台３丁目１番３号
債務者　有限会社三上内装
代表者取締役　三上優喜男
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東海林利哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月４日午後１時30分
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１１８９号
北海道北広島市大曲工業団地２丁目５番地
債務者　株式会社パール交通
代表者代表取締役　諸澤　一憲
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　道尻　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月10日午前11時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１９０号
札幌市東区北37条東１丁目６番23号
債務者　株式会社パール企画
代表者代表取締役　諸澤美代子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　道尻　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月10日午前11時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１９１号
大阪府箕面市桜５丁目６番17号
債務者　佐茂　孝司
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　英樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２７号
岐阜県可児郡御嵩町中715番地13
債務者　山口　講人
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐久間良直
4　破産債権の届出期間　平成23年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第２８号
岐阜県可児郡御嵩町中715番地13
債務者　山口　慶子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐久間良直
4　破産債権の届出期間　平成23年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第９０号
群馬県太田市新島町780番地５
債務者　池嶋　栄治
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　大樹
4　破産債権の届出期間　平成23年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第９１号
群馬県太田市新島町780番地５
債務者　池嶋　静子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　大樹
4　破産債権の届出期間　平成23年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２６１号
神奈川県秦野市西田原204番地の７
債務者　玉置　　博
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊奈　誠司
4　破産債権の届出期間　平成23年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２０号
奈良県大和郡山市小泉町749番地３　マンション春日Ⅱ301号室
債務者　後藤　賢男
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上松　晋也
4　破産債権の届出期間　平成23年６月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１３６号
愛知県一宮市緑１丁目５番６号
債務者　加藤　　晋
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴見　秀夫
4　破産債権の届出期間　平成23年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１２８号
福岡県久留米市通町113番地２
債務者　正岡　　満
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紫藤　拓也
4　破産債権の届出期間　平成23年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４２号
青森県八戸市白銀４丁目17番地８　高橋アパート１Ｆ、前住所青森県八戸市新湊２丁目８番３号
債務者　吉田　達世
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　哲也
4　破産債権の届出期間　平成23年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
福岡県久留米市青峰３丁目13番2225号
債務者　武内　要子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高峰　　真
4　破産債権の届出期間　平成23年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１９２号
宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字西河原30番地６　パールＡ－１
債務者　佐々木勝美
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　翠川　　洋
4　破産債権の届出期間　平成23年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係